

### ■「適用量数」の表示基準 (おすすり量数は、天井高さ2400mm、1畳の広さ1820mm×910mmの条件下での数値です。)

区分	器具の種類	光源	～4.5畳(約7㎡)	～6畳(約10㎡)	～8畳(約13㎡)	～10畳(約17㎡)	～12畳(約20㎡)	～14畳(約23㎡)	～16畳(約26㎡)
LED器具	シーリングライト	LED ※1	2200 lm以上～3200 lm未満	2700 lm以上～3700 lm未満	3300 lm以上～4300 lm未満	3900 lm以上～4900 lm未満	4500 lm以上～5500 lm未満	5100 lm以上～6100 lm未満	
	シャンデリア・シーリングライト・ペンダント	LED電球 ※2	1600 lm以上～2400 lm未満	2000 lm以上～2800 lm未満	2500 lm以上～3300 lm未満	3000 lm以上～3800 lm未満			

区分	器具の種類	光源	形状	点灯方式	4.5畳(約7㎡)	6畳(約10㎡)	8畳(約13㎡)	10畳(約17㎡)	12畳(約20㎡)	14畳(約23㎡)	16畳(約26㎡)		
蛍光灯器具	シーリングライト・ペンダント	直管ランプ	カバ付	インバータ	Hfインバータ32形(45形)								
					Hfインバータ 32形×2								
					Hfインバータ 32形(45形)×2								
	シャンデリア・シーリングライト・ペンダント	環形ランプ	カバ付および下面開放	インバータ	ツインPa 40形								
					ツインPa 70形								
					ツインPa 85形								
					ツインPa 100形								
					ツインPa 40形×3								
					スパイラルバルック 75形		ツインPa 100形+40形						
					スパイラルバルック 20形×4		ツインPa 40形×4						
					(32形+30形)		ツインPa 100形+70形						
					(40形+32形)								
電球形蛍光ランプ	10形：白熱電球40W相当 15形：白熱電球60W相当 25形：白熱電球100W相当	45形											
		45形～60形											
		60形～80形											
		80形～100形											
		100形～125形											
		125形～150形											
白熱灯器具	シャンデリア・シーリングライト・ペンダント	白熱電球 (30W～40W/畳)	180W										
			180W～240W										
			240W～320W										
			320W～400W										
			400W～500W										
			500W～600W										

- ランク小さい畳数を含めた3ランクを同時に表示しているものや、1ランクのみを表示しているものもあります。
  - 「適用畳数」は、居間・応接室・寝室などの居室の全般照明に使用する器具に表示しています。
  - この表はあくまでも目安です。セードのデザインや材質によっては異なる場合があります。詳しくは各商品の仕様にある畳数表示をご参照ください。
  - 食卓、勉強、読書や手芸、裁縫などの視作業を行う場所には、食卓灯や手元のあかりを利用することをおすすめします。
  - 居間、応接室、寝室については、調光が可能な器具を利用することをおすすめします。
  - 高齢者の方には、実際のお部屋の畳数値より1ランク上の畳数表示の器具をおすすめします。またお部屋の内装色が濃い場合にも、1ランク上の畳数表示の器具をおすすめします。
  - 蛍光灯器具の適用畳数値は、3波長域発光形蛍光ランプ〔EX-〕又は〔E〕記号が付いたランプを使用した場合のもので、3波長域発光形蛍光ランプを使用しない場合には、適用畳数を1ランク下げてください。
  - 電球形蛍光ランプを使用する器具は、白熱灯器具の白熱電球の明るさに対応する電球形蛍光ランプの大きさの区分で畳数区分を表示しています。
  - 電球形LEDランプは、さまざまな配光(指向性)があり明るさ感が異なるので、場合によっては補助照明の利用をおすすめします。
  - LEDにおける畳数ランクの設定基準は、器具固有の定格光束に基づいています。
- この表は、一般社団法人 日本照明工業会「ガイド121-2011：住宅用カタログにおける適用畳数表示基準」をもとに作成したものです。  
明るさは、JIS Z9110-2010「照明基準総則」5.10住宅表13の昼間(全般)で推奨する床面の平均照度を基準としています。
- ※1 配光角180度未満の電球形LEDランプを使用した器具は対象外です。 ※2 準全般配光形(配光角90度以上180度未満)の電球形LEDランプを使用した器具が対象です。

●LEDモジュールの寿命について：LED照明器具の光源の寿命はLEDモジュールの寿命のことです。一般社団法人 日本照明工業会にて2010年7月に改正された「JIL5006：白色LED照明器具性能要求事項」の中で、一般照明用途に用いられる白色LEDモジュールの寿命の定義は「照明器具製造業者が規定する条件下で点灯したとき、LEDモジュールが点灯しなくなるまでの総点灯時間または、全光束が点灯初期に計測した値の70%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短い時間を推定したもの」と規定されました。(ただし、この定義は表示または装飾の用途には適用しないため、カラーLEDは従来どおり「光束維持率50%」を寿命としています。)当社は、「JIL5006：白色LED照明器具性能要求事項」に従い、LEDモジュールの寿命を推定しています。なお、これらはあくまで設計寿命であり、この寿命を保証するものではありません。また、LEDモジュールとしての寿命であり、照明器具としての寿命は他の光源を使用した器具の場合と同様の考え方式になります。

●エネルギー消費効率の定義について：

◎蛍光灯照明器具の場合：省エネ法に従い、周囲温度25℃に近い状態でのエネルギー消費効率の数値を表記しています。

$$\text{蛍光灯照明器具のエネルギー消費効率 (lm/W)} = \frac{\text{蛍光灯照明器具に装着する蛍光ランプの全光束 (lm)} \times \text{蛍光灯照明器具に装着する蛍光ランプの全光束に、蛍光ランプ単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た数値です。}}{\text{消費電力 (W)}}$$

◎LED照明器具の場合：一般社団法人 日本照明工業会規格に従い、周囲温度25℃に近い状態での固有エネルギー消費効率の数値を表記しています。

$$\text{LED照明器具の固有エネルギー消費効率 (lm/W)} = \frac{\text{照明器具から放出される初光束 (lm)}}{\text{消費電力 (W)}}$$

上記の通り、エネルギー消費効率の算出式が異なるため、蛍光灯照明器具のエネルギー消費効率とLED照明器具の固有エネルギー消費効率の値を、そのまま比較することのないように注意することが必要です。

●LEDの色バラツキについて：白熱灯や蛍光灯などの一般光源と比較して、白色LEDは色バラツキが大きいのが実情です。そのため、個々のLEDにより色味が異なる場合がありますのでご了承ください。

●光束値、照度分布、配光について：各器具の説明に記載されている光束や照度分布などは参考値であり、その値を保証するものではありません。目安としてお考えください。

●LED照明器具の発熱について：LEDから発する光には熱線が含まれておりませんが、器具及び電源ユニットは発熱します。そのため、密閉した空間や接続して設置する場合に制約がある品種もありますので、承認図などの確認をお願いいたします。